

過去問題から学習に役立つ問題を精選！

～これから受験する人にも、技能検定を目指す人にも～

テスト形式で問題に取り組めるレイアウト

さらに深い学びにつなげるため、参考書選びにも活用できるよう、問題ごとに解説根拠の出典を掲載

【正答】4

以上、全体につき、国民年金法、厚生年金保険法等を参照。

問12 労働基準法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

1. 使用者は、業務災害や通勤災害により労働者が休業する場合、その休業期間中とその後30日間は解雇できない。
2. すべての有期労働契約は、3年を超えることができない。
3. 使用者が期間の定めのない労働者を解雇する場合には、少なくとも14日以上前に予告をしなければならない。
4. 労働基準法において、使用者とは、事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為をするすべての者をいう。

【第10回】

【解説】

1. 誤っている。労働基準法第19条で解雇制限として「使用者は、労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業する期間及びその後30日間並びに産前産後の女性が第65条の規定によつて休業する期間及びその後30日間は、解雇してはならない」とあるが、通勤災害には言及していないため、通勤災害には適用されない。
2. 誤っている。労働基準法第14条で「労働契約は、期間の定めのないものを除き、一定の事業の完了に必要な期間を定めるもののほかは、3年を超える期間について締結してはならない」としているが、同条で、専門的な知識等を有する労働者、満60歳以上の労働者との労働契約については、上限が5年とされている。
3. 誤っている。民法627条では、契約当事者双方はいつでも解約の申入れをすることができ、この場合、雇用は解約の申入れの日から2週間を経過することによって終了すると規定されているが、労働基準法第20条において「使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少なくとも30日前にその予告をしなければならない。30日前に予告をしない使用者は、30日分以上の平均賃金を支払わなければならない」と、使用者側の解雇について規制をかけている。

【正答】4

以上、全体につき、労働基準法、民法、首野和夫「労働法 第12版」弘文堂(2019)等を参照。

問13 健康保険に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

1. 資格喪失の前日まで継続して2か月以上の被保険者期間がある健康保険の被保険者は、本人の申し出によって、資格喪失の日から2年間は任意継続被保険者として健康保険に加入できる。
2. 高額療養費制度が設けられており、被保険者が支払う医療費の上限が設けられている。
3. 業務外の傷病により休業した場合、休業4日目から、傷病手当金として標準報酬日額の3分の2に相当する金額が支給される。
4. 健康保険における一部負担金は、被保険者の年齢にかかわらず、一律3割となっている。

【第10回】

【解説】

1. 正しい。健康保険法第3条第4項で、任意継続被保険者とは、適用事業所に使用されなくなった等のため、被保険者の資格を喪失した者であつて、喪失の前日まで継続して2か月以上被保険者であつたもののうち、保険者に申し出て、継続して当該被保険者の被保険者となつた者をいう、と規定している。
2. 正しい。高額療養費制度は、医療機関や薬局の窓口で支払う医療費が1か月（暦月：1日から末日まで）で上限額を超えた場合、医療費の家計負担が重ならないよう、その超えた額を支給する制度である。上限額は、年齢や所得に応じて定められている。また、70歳以上の高齢医療費の上限については、高齢者と若者の間での世代間公平が図られるよう、負担能力

さまざまな参考書、資料等をもとに、**1問あたり平均1ページ以上割いた丁寧な解説つき**。この問題だけでなく、この問題のテーマ全体についても要点を整理することができます

購入はこちらから

キャリアコンサルティング協議会公式ウェブサイト
書籍/DVD/動画配信のご案内
<https://www.career-cc.org/book/>



特定非営利活動法人
キャリアコンサルティング協議会

〒105-0021
東京都港区東新橋2-11-7 住友東新橋ビル5号館9階
TEL. 03-5402-5588 (代表) FAX. 03-5402-5599